総合パンフレット

公益財団法人 国際研修協力機構

JITCO

Japan International Training Cooperation Organization

JITCOは
外国人技能実習制度の総合支援機関です

JITCOについて

技能実習制度の円滑な運営をサポートする総合支援機関です

国際研修協力機構（JITCO）とは

国際研修協力機構は、1991年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管により設立された財団法人※です。略称をJITCO（ジツコ、Japan International Training Cooperation Organization）といい、外国人技能実習制度・研修制度の円滑な運営・適正な拡大に寄与することを事業目的としています。

※2012年4月に内閣府所管の公益財団法人に移行しました。

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設された制度です。2017年11月、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、新たな技能実習制度がスタートしました。

詳しくは P14

JITCOは1991年の設立以来、技能実習制度の歴史と共に歩んでまいりました。

1990年	在留資格「研修」の新設 （従前の企業単独型の受入れに加え、団体監理型研修の導入）
1991年	JITCO設立
1993年	技能実習制度の創設 （在留資格「研修」+「特定活動」での最長2年の受入れ開始）
1997年	一部職種の技能実習期間延長（最長3年）
2010年	在留資格「技能実習」の新設
2012年	JITCO公益財団法人へ移行
2017年	技能実習法の施行

技能実習制度におけるJITCOの2つの役割

総合支援機関としてのJITCO

JITCOは、外国人技能実習制度の総合的な支援機関です。この役割を果たすべく、JITCOでは「受入れ支援」「手続き支援」「送出し支援」「人材育成支援」「実習生保護支援」の5つの支援を事業の柱としています。セミナー・講習会の開催、個別のご相談、教材等の開発・提供などを通じて、監理団体、実習実施者、送出機関等の制度関係者の皆さまの円滑な制度活用・業務運営をサポートします。

詳しくは P4

技能実習制度におけるJITCOと関係機関 （団体監理型での技能実習生受入れのケース）

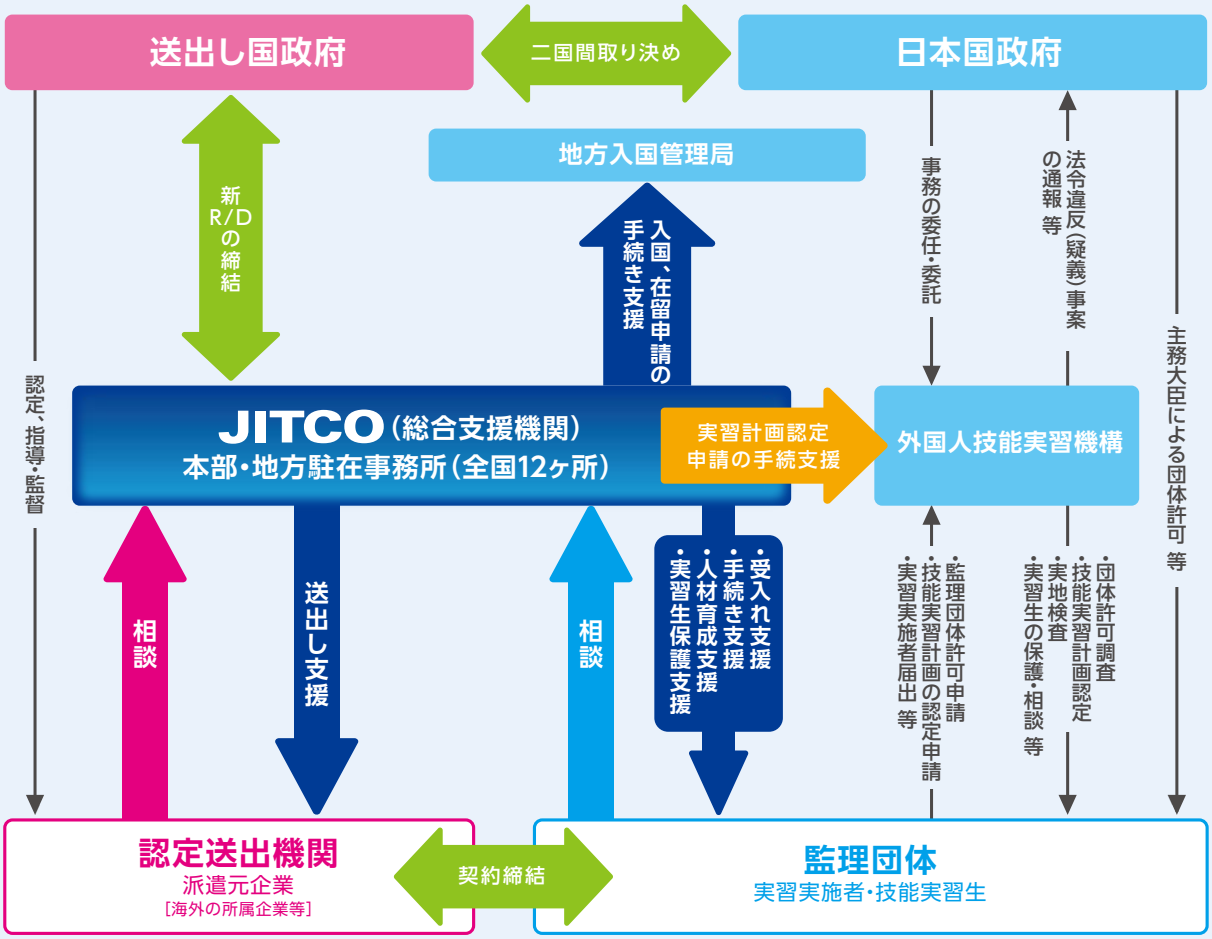

養成講習機関としてのJITCO

JITCOのもう1つの役割は「養成講習」の実施です。技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、主務大臣が適当と認めて告示した機関（養成講習機関）の養成講習の受講が必須または推奨されています。JITCOは主務大臣から告示を受けた養成講習機関として養成講習を実施しています。

詳しくは P5

総合支援機関としてのJITCO

5つの支援で制度の利用をしっかりサポートします

JITCOでは、監理団体・実習実施者・送出機関等の皆さまからの個別相談対応やセミナー・講習会の開催、教材・テキストの提供など、各種の支援サービスを行っています。

JITCOの主な支援サービス

	個別相談・支援	セミナー・講習
受入れ支援 詳しくは P6	● 技能実習制度に関する相談 ● 監理団体への訪問相談 ● 実習実施者への訪問支援 ● 職種(追加)相談	● 技能実習制度説明会 ● 技能実習生受入れ実務セミナー ● 特別セミナー(監理実務セミナー等)
手続き支援 詳しくは P7	● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出 ● 地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次 ● 申請書類の作成支援	● 申請書類の書き方セミナー
送出し支援 詳しくは P8	● 送出機関と監理団体のマッチング支援 ● 送出機関に対する相談支援 ● 送出機関への教材提供 ● 監理団体への送出し国・送出機関に関する情報提供・相談	● 監理団体・送出機関のジョイントセミナー ● 送出し各国事情説明会
人材育成支援 詳しくは P9	● 技能向上支援 ● 日本語指導支援 ● 教材・テキストの販売	● 日本語指導担当者実践セミナー ● 日本語指導トピック別実践セミナー ● 技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー
実習生保護支援 詳しくは P10	● 技能実習生向けの母国語相談 ● 外国人技能実習生総合保険等の普及	● 法的保護情報講習への講師派遣

養成講習機関としてのJITCO

技能実習法に基づく養成講習を実施しています

新たな技能実習制度においては、監理責任者や技能実習責任者等は、主務大臣から告示を受けた養成講習機関にて養成講習を受講することが必須になりました。JITCOはこうした養成講習を実施しています。

お問合せ先　講習業務部養成講習課　TEL:03-4306-1156

イメージ写真

養成講習の概要

養成講習の種類	監理責任者等講習			技能実習責任者講習	技能実習指導員講習	生活指導員講習
受講対象者の所属	監理団体			実習実施者		
受講対象者	監理責任者	指定外部役員・外部監査人	監理責任者以外の監査を担当する職員	技能実習責任者	技能実習指導員	生活指導員
受講義務	有り	有り		有り		
受講推奨（優良要件）			有り		有り	有り
講習時間（正味）	7時間			7時間	7時間	5時間
講義項目 技能実習法	○			○	○	○
講義項目 入国管理法	○			○		
講義項目 労働関係法令	○			○	○	
講義項目 監理団体としての職務遂行上の留意点	○					
講義項目 個人情報保護の取扱に係る技能実習法の遵守と公正な採用選考の推進	○			○		
講義項目 技能実習指導の行い方				○	○	
講義項目 労働災害防止・労働災害時対応				○	○	○
講義項目 技能実習生との向き合い方				○	○	○
講義項目 理解度テスト	○			○	○	○

支援サービス

受入れ支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 技能実習生の受入れを検討しているが、何から始めればよい?
- 技能実習生の受入れを決めたが、具体的にどんな準備が必要?
- すでに技能実習制度を活用しているが、適正かどうか相談したい。

技能実習生の受入れにあたっては、実務上の疑問や関係法令についてなど、多くの相談が寄せられます。JITCOでは、個別相談や講師派遣に加え、説明会の開催など数多くのサービスをご用意し、技能実習生の受入れに関する団体・企業・個人事業主の皆さまへの情報提供や課題の解決を支援しています。

主な受入れ支援サービス

電話・来訪相談

JITCOの本部、地方駐在事務所(全国12ヶ所)において、監理団体・実習実施者等の皆さまからの技能実習制度に関するさまざまなご相談をお受けしています。

お問合せ先 実習支援部相談課 TEL:03-4306-1160

監理団体への訪問相談

JITCOの職員が監理団体の皆さまの事務所を訪問して、皆さまへの情報提供や個別のご相談をお受けします。

お問合せ先 実習支援部業務課 TEL:03-4306-1189

実習実施者への訪問支援

JITCOの職員が実習実施者の皆さまを訪問し、法令に沿った適正実施等についてアドバイスします。

お問合せ先 実習支援部業務課 TEL:03-4306-1189

技能実習制度説明会

技能実習生の受入れを検討されている方等を対象に、制度概要、技能実習生の要件、監理団体・実習実施者の要件等をご説明します。

お問合せ先 講習業務部業務課 TEL:03-4306-1138

技能実習生受入れ実務セミナー

新たに技能実習生の受入れを開始される監理団体・実習実施者のご担当者を主な対象に、技能実習生の受入れを円滑に進めるために必要となる関係法令の知識や各種申請手続き等をご説明します。

お問合せ先 講習業務部業務課 TEL:03-4306-1138

講師派遣

監理団体等が傘下企業を集めて技能実習制度に関し、説明会や相談会を開催する場合等、依頼に応じて講師を派遣します。

お問合せ先 講習業務部業務課 TEL:03-4306-1138

各種セミナー・説明会

受入れ支援に関するJITCOの教材

「外国人技能実習生の受入れQ&A」

「日本の生活案内(改訂版)」

支援サービス

手続き支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 外国人技能実習機構へ提出する申請書類の書き方が分からない。
- 地方入国管理局へ提出する申請書類の書き方が分からない。
- JITCOサポート（申請書類作成支援システム）の使い方を教えてほしい。

新たな技能実習制度では、外国人技能実習機構や地方入国管理局に対して、さまざまな申請や書類の作成・提出が必要です。
JITCOでは、技能実習計画の認定申請や入国・在留の諸申請について、実習実施者・監理団体の皆さまの円滑で確実な申請手続きを支援しています。

主な手続き支援サービス

外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出

実習実施者（監理団体）の皆さまが技能実習計画の認定を受けるために外国人技能実習機構に提出される申請書類について、JITCOが①事前点検、②点検済書類の提出、③結果の受理までを一貫して行います。さらに、技能実習計画認定結果受領後の地方入国管理局への入国・在留諸申請についてもセットで行うことができます。

お問合せ先 申請支援部企画管理課 TEL:03-4306-1126

地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次

監理団体または実習実施者の皆さまが地方入国管理局に提出される入国・在留諸申請書類について、①事前点検、②点検済認定書類の取次、③結果の受理までを一貫して行います。

お問合せ先 申請支援部企画管理課 TEL:03-4306-1126

申請書類の書き方セミナー

外国人技能実習機構および地方入国管理局に提出する技能実習制度に関する各種申請・届出書類の書き方をご説明する監理団体・実習実施者向けセミナーです。

お問合せ先 講習業務部業務課 TEL:03-4306-1138

技能実習計画認定申請書類 点検・提出の流れ（第1号技能実習の場合）

（青矢印）部分の手続等をJITCOが支援いたします。

支援サービス

送出し支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- これまでとは別の国の技能実習生受入れを検討している。
- 別の送出機関と関係を築きたい。
- 送出し国の送出し側の事情をいろいろと知りたい。

技能実習生を送り出す海外の送出機関にとっては、日本の技能実習制度や監理団体についての情報が必要です。また、受け入れる監理団体にとっても送出機関の情報は重要です。
JITCOでは、送出し国政府窓口と締結したR／D（討議議事録）をもとに、送出機関への情報提供や教材提供を行い、送出機関と監理団体の皆さまの関係構築を支援しています。

主な送出し支援サービス

送出機関と監理団体のマッチング支援

送出機関と監理団体との交流を促進するため、両者が参加する形式でのジョイントセミナーや各国事情説明会等を開催します。

お問合せ先 国際部　TEL:03-4306-1151

送出機関への各種教材の提供

送出機関の皆さまの事前教育体制の強化に役立つ技能実習生向けの各種教材（技能実習制度の概要、日本語学習、日本の生活案内、安全衛生等）をご提供します。

お問合せ先 国際部　TEL:03-4306-1151

監理団体への送出し国・送出機関に関する情報提供

監理団体の皆さまに対して、送出し国側のさまざまな事情の説明、送出機関に関する情報の提供、説明会の開催等を行います。

お問合せ先 国際部　TEL:03-4306-1151

各国との定期協議

ベトナム

タイ

インド

ジョイントセミナー

支援サービス

人材育成支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 技能実習生の技能や日本語能力を向上させたい。
- 日本語指導の担当者のスキル・ノウハウを高めたい。
- 技能実習生とのコミュニケーションをもっと深めたい。

技能実習生を受け入れた後は、技能向上のための指導だけでなく、日本語教育や生活指導など、さまざまな育成指導が必要になります。
JITCOでは、専門スタッフの派遣、セミナーの開催、教材の提供等を通じて、技能実習生の技能向上や日本語能力向上等に関する実習実施者・監理団体の皆さまのお取り組みを支援しています。

主な人材育成支援サービス

技能向上講習

実習実施者の技能実習指導員の皆さまへの支援として、技能実習生を対象に職種ごとに技能検定3級受検のための事前講習会を実施します（一部の地域・職種から段階的に実施します）。

お問合せ先 講習業務部業務課　TEL:03-4306-1138

日本語指導オンデマンド

監理団体・実習実施者の日本語指導ご担当者に対し、JITCOの日本語教育専門スタッフが直接お伺いして、日本語指導のポイント、指導計画の立て方、教材の使い方などをアドバイスする出張講座です。

お問合せ先 講習業務部日本語教育課　TEL:03-4306-1168

日本語指導担当者実践セミナー

監理団体・実習実施者の日本語指導担当者、生活指導員、技能実習指導員等の皆さまを対象に、技能実習生への日本語指導のポイント、指導計画の立て方、教材の使い方などを学んでいただく実践的なセミナーです。

お問合せ先 講習業務部日本語教育課　TEL:03-4306-1168

技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー

技能実習生との日常生活や技能実習の各場面での会話を実習生の母国語で行いたい監理団体の相談員や実習実施者の生活指導員の方々等を対象とした、技能実習生の母国語別コミュニケーション実践講座です。

お問合せ先 講習業務部業務課　TEL:03-4306-1138

外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール

JITCOでは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するため、毎年日本語作文を募集しています。
10月開催のJITCO交流大会において、表彰式と最優秀賞の技能実習生による作文朗読が行われています。

お問合せ先 講習業務部日本語教育課　TEL:03-4306-1183

日本語作文コンクール

日本語作文集

人材育成に関するJITCOの教材

「外国人技能実習生のための専門用語対訳集」

支援サービス

実習生保護支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 受入れた技能実習生に悩みがあるようだ。なんとかしたい。
- 受入れ企業に、実習生保護への意識を高めてもらいたい。
- 実習生に対しての保険はどんなものがあるか知りたい。

母国から離れた地で学ぶ技能実習生の中には、母国語でのコミュニケーションでなければ悩みを打ち明けられないケースもあります。
JITCOでは、技能実習生の母国語での電話相談窓口を開設し、フリーダイヤルで相談に応じています。また、監理団体にて実施される入国後講習への専門講師派遣や総合保険の整備を通じて、技能実習生の安全・安心を支援しています。

主な実習生保護支援サービス

技能実習生向け母国語相談

外国人技能実習生・研修生からの技能実習や日常生活での困り事について、母国語での電話相談を行っています。

お問合せ先 実習支援部相談課　TEL:03-4306-1111

イメージ写真

法的保護情報講習への講師派遣

技能実習生の入国後に実施される法的保護情報に係る講習に、技能実習法令、入管法令、労働関係法令等に精通したJITCOの専門講師を派遣します。

お問合せ先 講習業務部業務課　TEL:03-4306-1138

外国人技能実習生総合保険（JITCO保険）

技能実習生の日本での病気や就業時間外の傷害事故をカバーする保険です。JITCOが保険契約者となり、監理団体・実習実施者の皆さまが加入者となる団体契約です。

お問合せ先 実習支援部業務課　TEL:03-4306-1178

お問合せ先 株式会社国際研修サービス（取扱保険代理店）
TEL:03-3453-3700

JITCO母国語相談ホットライン

フリーダイヤル 0120−022−332　一般通話 03−4306−1111

● 中国語 ● ベトナム語	毎週火曜日／毎週木曜日／毎週土曜日	13:00〜18:00
● インドネシア語	毎週火曜日／毎週土曜日	13:00〜18:00
● 英語 ● フィリピン語	毎週木曜日	13:00〜18:00

※上記曜日が祝日にあたる場合は、お休みとなります。

JITCO賛助会員のご案内

JITCOの賛助会員にぜひご入会ください。

JITCOは、技能実習生・研修生の適正かつ円滑な受入れを図り、我が国の技能・技術又は知識を開発途上国等に移転することによって、これらの国の人材の育成と経済・産業・社会の発展に寄与することを目的にしています。JITCOの事業活動は、この趣旨に賛同される賛助会員の皆さまから納入いただく賛助会費等によって運営されています。

● 賛助会費の概要（詳細は賛助会員規則によります）

1 団体会員

商工会議所、商工会、中小企業団体、農業協同組合、漁業協同組合、職業訓練法人、公益財団法人、公益社団法人等の皆さまの会費は、基礎会費と比例会費により構成されています。

①基礎会費
1口10万円（何口でもご加入いただけます）

②比例会費
団体がJITCOに傘下企業として登録している企業及び個人の数に、右記表の金額を乗じた金額です（傘下企業登録ごとに）。

資本金	年会費
3億円超	1口 150,000円
3000万円以上3億円以下	1口 75,000円
3000万円未満及び個人	1口 50,000円

2 企業会員

企業会員の皆さまの会費は資本金により異なります。
何口でもご加入いただけます。

資本金	年会費
3億円超	1口 300,000円
3000万円以上3億円以下	1口 150,000円
3000万円未満及び個人	1口 100,000円

● 賛助会員の特典

①技能実習生・研修生の受入れに関する個別相談に応じます。
②JITCOが実施する各種セミナー等について受講料を優待します。
③賛助会員が開催する勉強会等への講師派遣サービスについて優待します。
④外国人技能実習機構・地方入国管理局宛て申請書類の点検・提出・取次サービスについて優待します。
⑤「JITCOサポート（申請書類作成支援システム）」を提供します。
⑥WEBおよびメールマガジンにより最新情報を優先的に提供します。
⑦総合情報誌「かけはし」を無料で提供します。
⑧技能実習生・研修生向け母国語情報誌「技能実習生の友」を無料で提供します。
⑨JITCOが販売する教材等を割引価格で提供します（一部教材を除く）。

● 2017年3月末現在の賛助会員数

1 団体会員 1,804　　2 企業会員 418

※賛助会員入会のお申込みを随時受け付けております。 お問合せ先 総務部賛助会員課　TEL:03-4306-1163

JITCOホームページのご案内

JITCOホームページにおいて、技能実習制度の最新情報やJITCOの支援サービスの詳細をご案内しています。また、セミナー・講習、教材等のお申込み、ご利用方法等もご確認いただけます。

主なコンテンツ

○ニュース・お知らせ
○講習関連（セミナー日程・会場等）
○申請支援関連（書式ダウンロード等）
○教材・法令・統計
○送出し国・送出機関情報
○技能実習生の活動（技能実習Days等）等

https://www.jitco.or.jp/

総合情報誌「かけはし」、母国語情報誌「技能実習生の友」

JITCOでは監理団体・実習実施者等の制度関係者への情報提供の一貫として、技能実習制度とJITCOに関する総合情報誌「かけはし」を年4回発行しています。
また、技能実習生への母国語による情報提供として、母国語情報誌「技能実習生の友」を2ヶ月に1度発行しています。「かけはし」「技能実習生の友」については、JITCOホームページに掲載するとともに、賛助会員の皆さまへ冊子をお届けしています。

JITCO教材センターのご案内

JITCOでは、技能実習制度に関わる教材を多数取り扱っています。JITCOの教材は、監理団体・実習実施者等の皆さまには技能実習生の受入れに関する基礎知識、技能指導及び生活指導等のノウハウを、また、技能実習生の皆さまには、日本での生活や技能実習を受けるうえでの知識等を中心にまとめたものです。送出し国や職種の多様化に伴い、教材の多言語化や対応職種の追加などを随時行っています。教材購入のお申込みや閲覧のご希望は、JITCO本部内の「JITCO教材センター」にて承っております。

JITCO教材センター

TEL:03-4306-1110
〒108−0023
東京都港区芝浦2−11−5 五十嵐ビル11階

各種教材はJITCOホームページからご確認いただけます。
また無料のものはダウンロードも可能です。

JITCOの組織体制

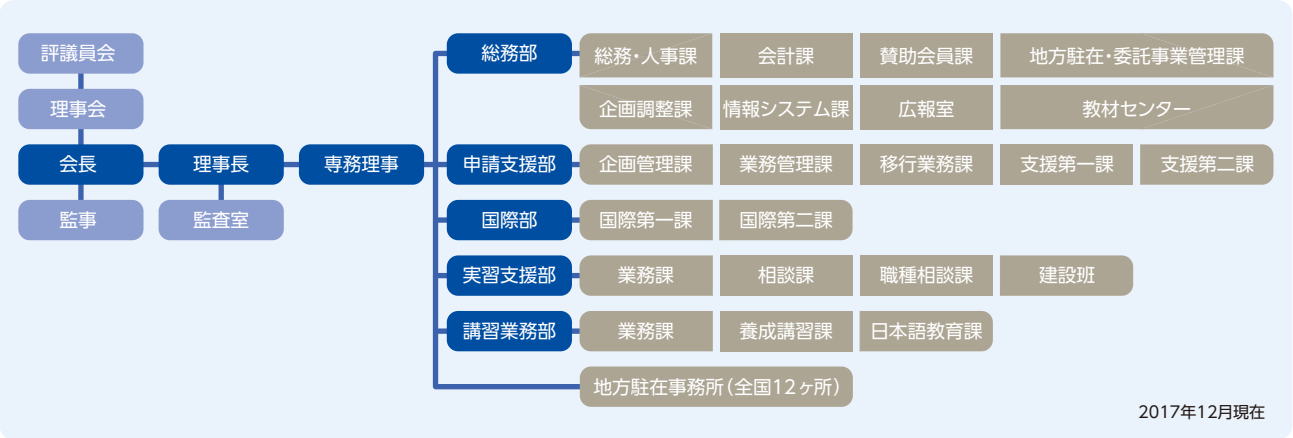

個別事案のお問合せ先

講 は講習・セミナー関連

		お問合わせ先　部署名	電話番号
受入れ支援	電話・来訪相談	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	監理団体への訪問相談	実習支援部 業務課	03-4306-1189
	実習実施者への訪問支援	実習支援部 業務課	03-4306-1189
	技能実習制度説明会 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	技能実習生受入れ実務セミナー 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	講師派遣 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	建設業関係の受入れ相談	実習支援部 建設班	03-4306-1165
手続き支援	機構・入管への点検・提出・取次（1号・研修）	申請支援部 支援第一課	03-4306-1130
	機構・入管への点検・提出・取次（2号・3号・研修）	申請支援部 支援第二課	03-4306-1140
	申請書類の書き方セミナー 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
送出し支援	送出機関と監理団体のマッチング支援	国際部	03-4306-1151
	送出機関への各種教材の提供	国際部	03-4306-1151
	監理団体への送出し国・送出機関に関する情報提供	国際部	03-4306-1151
人材育成支援	技能向上講習 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	日本語指導担当者実践セミナー 講	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	日本語指導オンデマンド 講	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	日本語作文コンクール	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1183
実習生保護支援	技能実習生向け母国語相談	実習支援部 相談課 【相談日、受付時間はJITCOホームページ又は総合パンフレットをご覧ください。】	03-4306-1111 フリーダイヤル 0120-022332
	法的保護情報講習への講師派遣 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	外国人技能実習生総合保険（JITCO保険）	実習支援部 業務課	03-4306-1178
		【株式会社 国際研修サービス】	【03-3453-3700】
	健康・医療相談	実習支援部 業務課 【JITCO顧問医（毎月第1月曜日14～17時）】	03-4306-1169
	メンタルヘルス相談	実習支援部 業務課 【メンタルヘルスアドバイザー】	03-4306-1173
養成講習	監理責任者等、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員を対象とした技能実習法に基づく養成講習 講	講習業務部 養成講習課	03-4306-1156
教材の販売	【監理団体・実習実施者向け】制度理解や各種申請・届出に要する書式・様式・記載例集 等 【技能実習生向け】技能向上や日本語教育のための多言語での教材 等	教材センター	03-4306-1110 publication_center@jitco.or.jp
広報関係	総合情報誌「かけはし」	総務部 広報室	03-4306-1166 kouhou@jitco.or.jp
	母国語情報誌「技能実習生の友」		
	JITCO総合パンフレット		
賛助会員のご案内	賛助会員制度に関する事項	総務部 賛助会員課	03-4306-1163

外国人技能実習制度について

人材育成を通した国際貢献・国際協力が目的です

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

開発途上地域等の人材育成ニーズに応えるとともに、受入れ企業にとっても、外国企業との関係強化や経営の国際化、社内の活性化に役立つといった効果もあります。

技能実習制度の状況

法務省の統計によると、日本に在留する外国人の総数は2016年末で約291万人、そのうち技能実習生の在留者数は全体の7.8%にあたる約23万人です。技能実習生の国籍別では、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー等となっています。

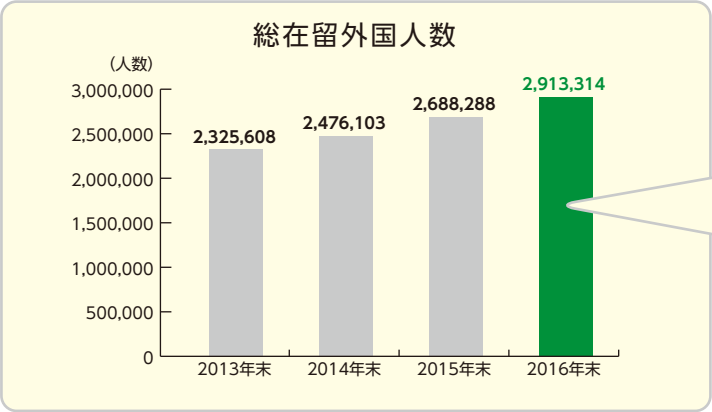

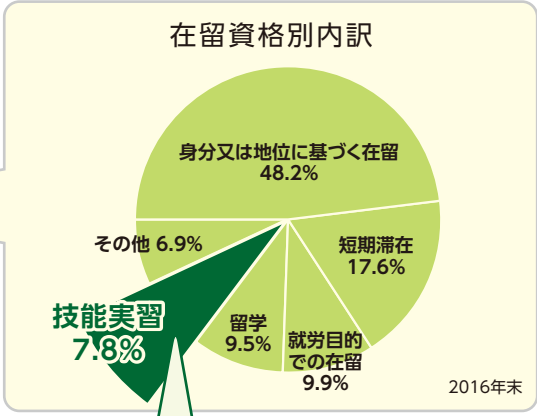

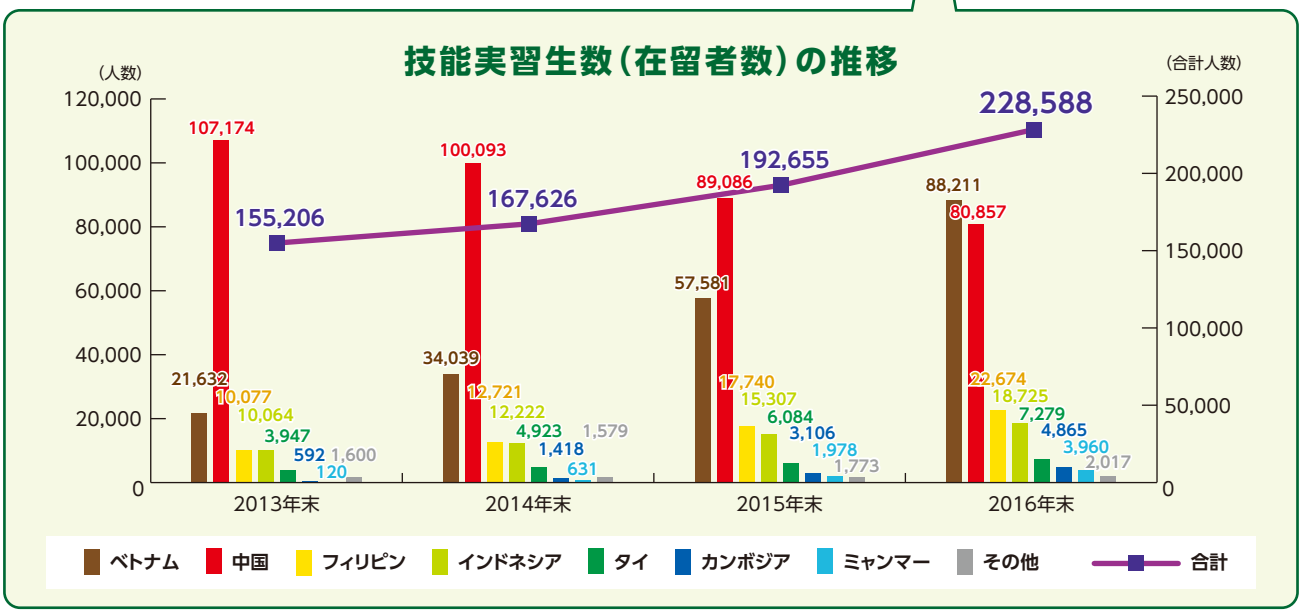

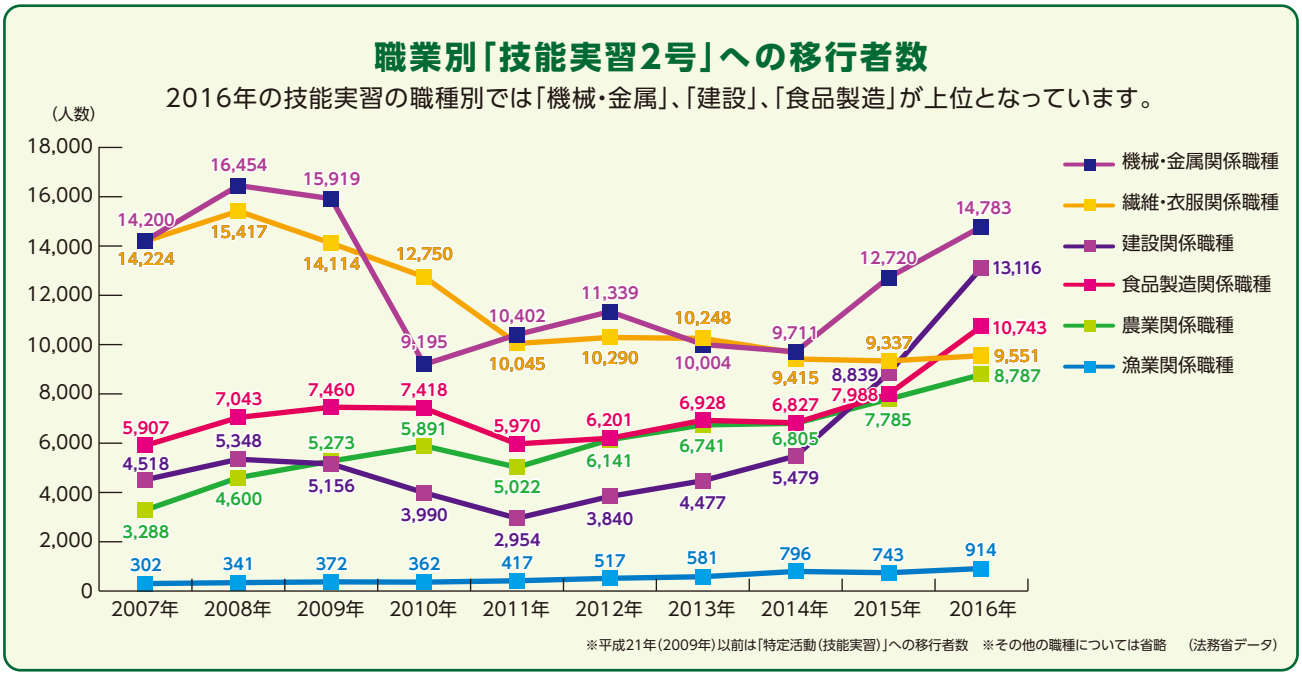

技能実習生の受入れ方式

技能実習生の受入れ方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあります。
2016年末では企業単独型の受入れが3.6%、団体監理型の受入れが96.4%（技能実習での在留者数ベース）となっています。

企業単独型

日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式

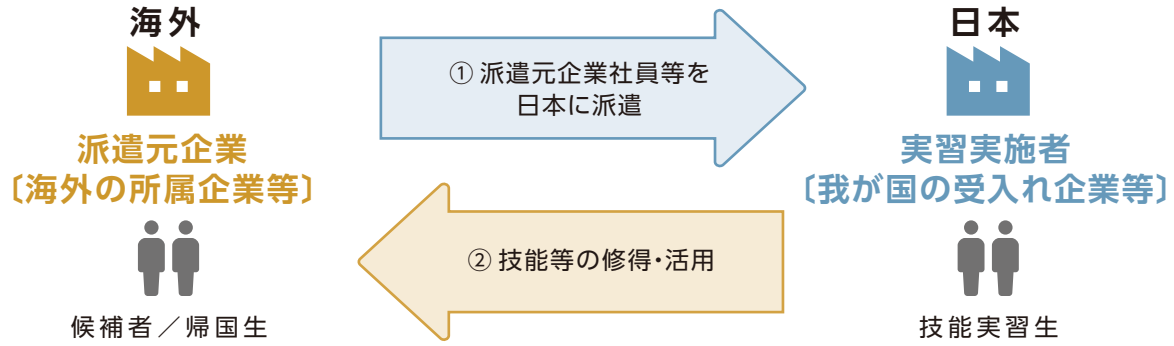

海外の所属企業等の範囲	(1)日本の公私の機関の外国にある支店、子会社、合弁会社など (2)日本の公私の機関と引き続き1年以上の国際取引の実績又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有するもの (3)日本の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っている等の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの
右記のいずれかの関係を有する外国にある事業所	

団体監理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式

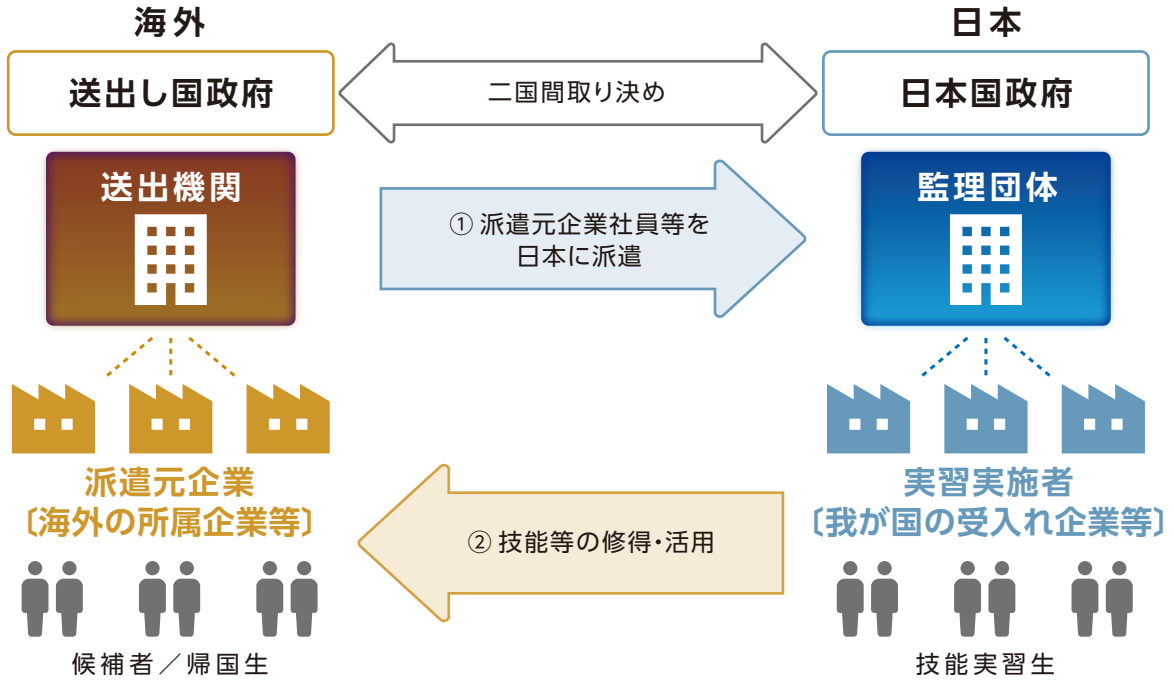

技能実習生は入国後に日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります。
企業単独型の場合、講習の実施時期については入国直後でなくても可能です。

技能実習法の概要

2017年11月1日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行されました。技能実習制度は従来から「出入国管理及び難民認定法（入管法）」とその省令を根拠法令として実施されてきましたが、今般、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。

技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制等が新たに導入された他、優良な監理団体・実習実施者に対しては実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充も図られています。

技能実習法の概要

技能実習の適正な実施	①技能実習の**基本理念**、関係者の責務及び基本方針の策定 ②**技能実習計画の認定制** ③実習実施者の届出制 ④**監理団体の許可制** ⑤認可法人「**外国人技能実習機構**」の新設 ⑥事業所管大臣等への協力要請等の規定の整備及び関係行政機関等による地域協議会の設置
技能実習生の保護	①**人権侵害等に対する罰則**等の整備 ②技能実習生からの主務大臣への**申告制度**の新設 ③技能実習生の相談・通報の窓口の整備 ④実習先変更支援の充実
制度の拡充	①**優良**な監理団体・実習実施者での**実習期間の延長（3年→5年）** ②**優良**な監理団体・実習実施者における**受入れ人数枠の拡大** ③対象職種の拡大（地域限定の職種、企業独自の職種、複数職種の同時実習の措置）

「外国人技能実習機構」の新設とその業務

「外国人技能実習機構」は、技能実習法に基づき2017年1月に設立された新たな組織です。
技能実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査、実習実施者の届出の受理、実習実施者・監理団体に対する報告要求、実地検査等や技能実習生の相談対応・援助・保護を行う認可法人となります。

組織形態：認可法人【発起人が設立を発起し、主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）が設立を認可】

外国人技能実習機構　本部
住所:東京都港区港南1−6−31品川東急ビル8階
電話番号:03−6712−1523（代表）

業務:
○技能実習計画の認定
○実習実施者・監理団体への報告要求、実地検査
○実習実施者の届出の受理
○監理団体の許可に関する調査
○技能実習生に対する相談・援助
○技能実習生に対する転籍の支援
○技能実習に関する調査・研究
等

※本部の他に、地方事務所が全国13ヶ所（本所8ヶ所、支所5ヶ所）にあります。

技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）に分けられます。

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。

※第1号技能実習から第2号技能実習への移行が可能な職種・作業（移行対象職種）は主務省令で定められており、2017年12月現在77職種139作業となっています。 詳しくは P22
※第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。

技能実習の区分と在留資格

	企業単独型	団体監理型
入国1年目（技能等を修得）	在留資格「技能実習１号イ」	在留資格「技能実習１号ロ」
入国2・3年目（技能等に習熟）	在留資格「技能実習２号イ」	在留資格「技能実習２号ロ」
入国4・5年目（技能等に熟達）	在留資格「技能実習３号イ」	在留資格「技能実習３号ロ」

技能実習生の入国から帰国までの流れ

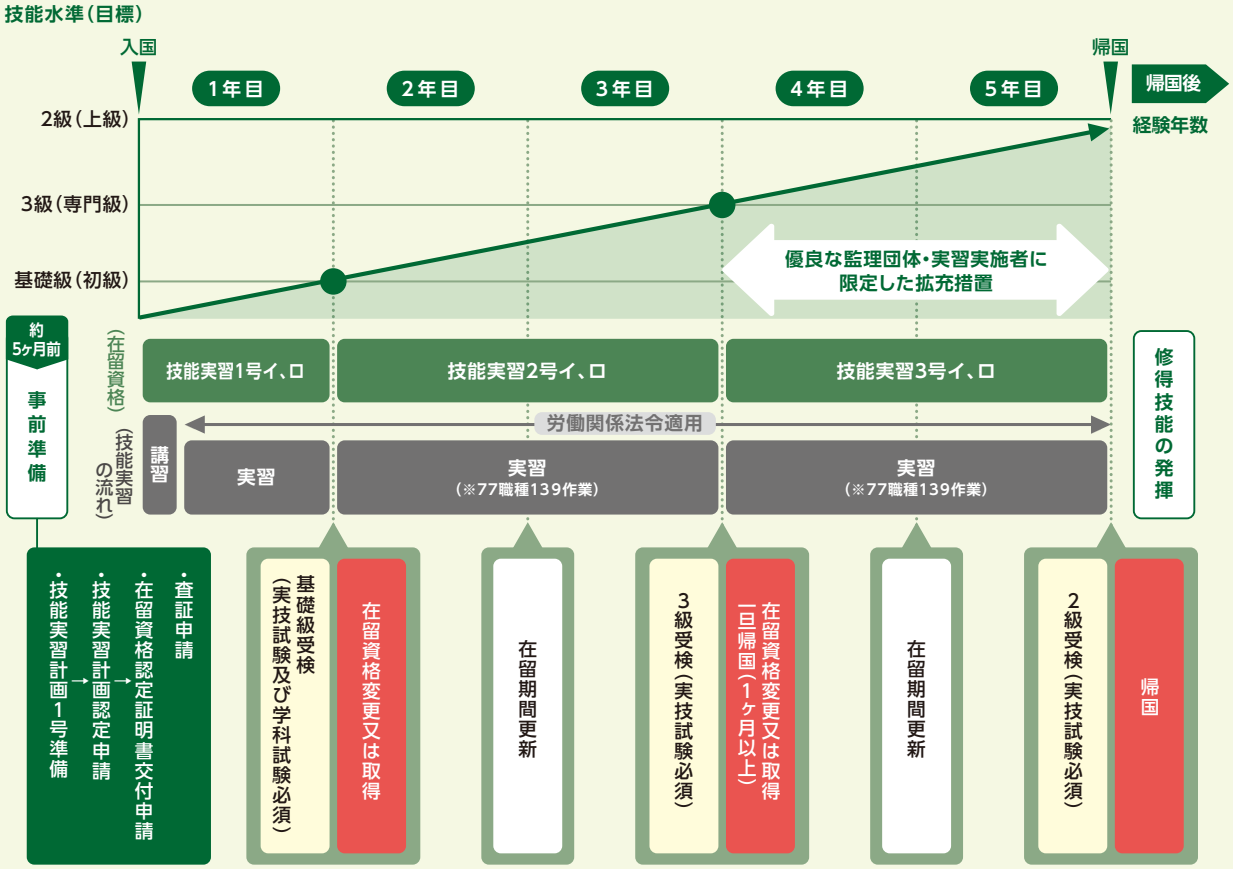

※2017年12月現在の職種・作業数

技能実習計画の認定制

技能実習法に基づき、技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習の区分（P.18参照）に従い、技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構から認定を受ける必要があります。技能実習生が新規に入国する場合は、原則として、技能実習開始予定日の4ヶ月前までに申請を行うことが求められます（認定申請は技能実習開始予定日の6ヶ月前から可能です）。

※団体監理型の場合は、監理団体の指導のもとで実習実施者が技能実習計画を作成します。
※認定申請書類の提出先は外国人技能実習機構の地方事務所となります。

また、第1号技能実習を開始するためには、技能実習計画の認定後に、法務省地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行い、交付を受ける必要があります。

技能実習計画の認定と在留資格認定証明書の交付（団体監理型第1号技能実習のケース）

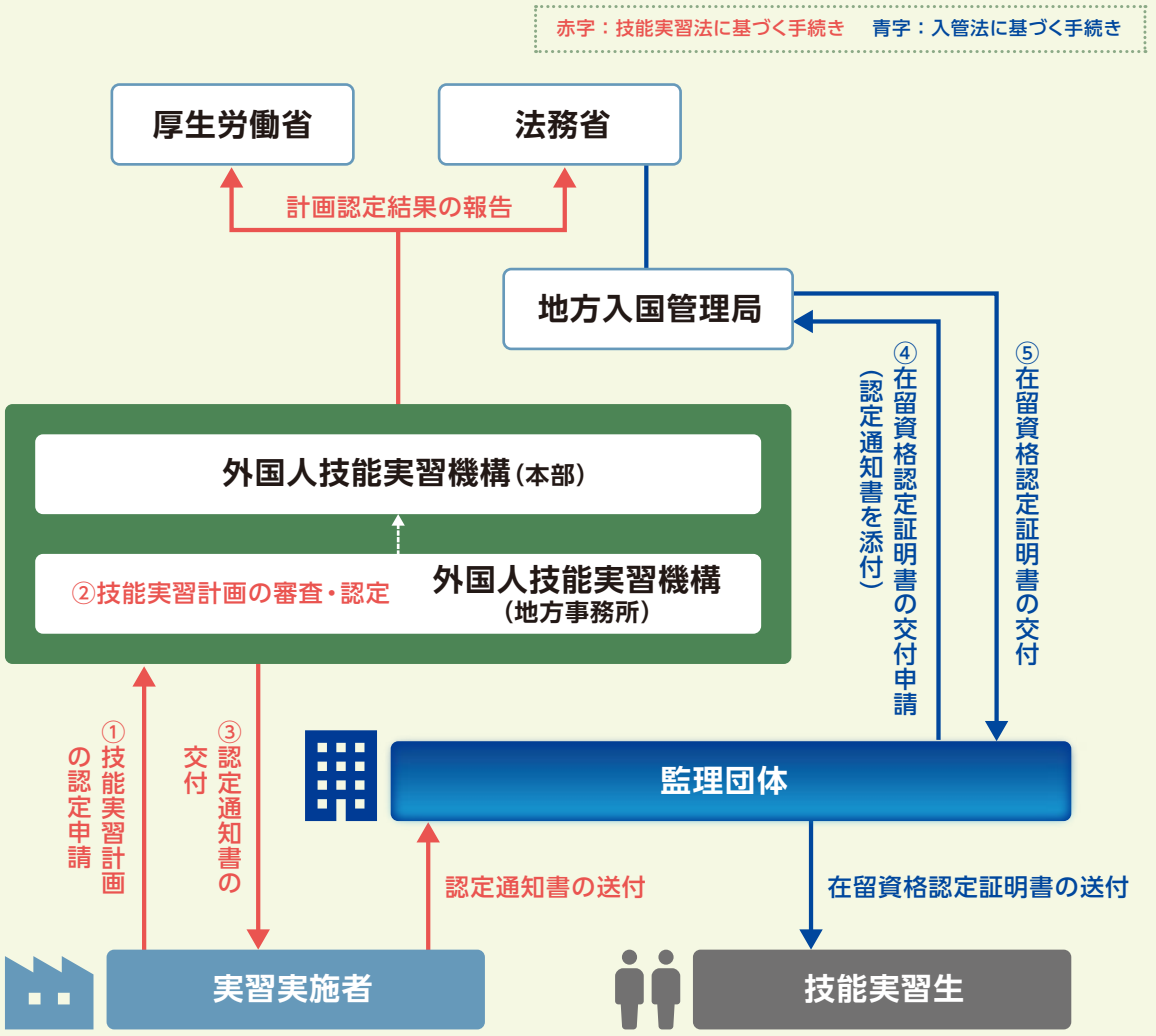

法務省・厚生労働省編「技能実習制度運用要領」を基に JITCO 作成

JITCOでは、上記の申請に関し、実習実施者・監理団体の皆さまの負荷軽減・手続円滑化のための申請支援サービスを行っています。
是非ご利用ください。 詳しくは P7

監理団体の許可制

監理事業を行おうとする者は、外国人技能実習機構へ監理団体の許可申請を行い、主務大臣の許可を受けなければなりません。監理団体として満たさなければならない要件は、技能実習法令で定められています。

監理団体の許可には、特定監理事業と一般監理事業の2つの区分があります。特定監理事業の許可を受ければ第1号から第2号まで、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの技能実習に係る監理事業を行うことができます。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

監理団体の主な許可基準　（職種によっては事業所管大臣の告示により許可基準が追加・変更される場合があります）

1. 営利を目的としない法人であること
   商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
2. 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること

   Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要）
   　ア 技能実習の実施状況の実地確認
   　イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
   　ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
   　エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
   　オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
   Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施
   Ⅲ 技能実習計画の作成指導
   　・指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
   　・適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当
   Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
3. 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
4. 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること
5. 外部役員又は外部監査の措置を実施していること
6. 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次に係る契約を締結していること
7. ①～⑥のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

   下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されません。
   ・監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収すること（法第28条）
   ・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
   ・適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）
   ※監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければなりません。
   　また、過去3年以内に監理責任者に対する養成講習を修了した者でなければなりません（2020年3月末までは経過措置あり）。
8. ＜一般監理事業の許可を申請する場合＞優良要件に適合していること

「優良」な実習実施者・監理団体について

実習実施者が第3号技能実習を行うには、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請の際に「優良要件適合申告書（実習実施者）」を提出し、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合している実習実施者として、外国人技能実習機構から優良認定を受ける必要があります。

また、監理団体が第3号技能実習の実習監理を行うには、外国人技能実習機構への監理団体の許可申請の際に「優良要件適合申告書（監理団体）」を提出し、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たす監理団体として、主務大臣から「一般監理事業」の区分での団体許可を受ける必要があります。

※「優良要件適合申告書」における合計得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することになります。
※団体監理型で第3号技能実習を行う場合は、監理団体と実習実施者が共に上記「優良」である必要があります。

技能実習生の人数枠

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められています。

団体監理型、企業単独型それぞれの人数枠は以下の表のとおりです。（介護職種等については別途人数枠の定めがあります）

1 団体監理型の人数枠

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">第1号（1年間）</th><th rowspan="2">第2号
（2年間）</th><th colspan="3">優良基準適合者</th></tr>
<tr><th>第1号（1年間）</th><th>第2号（2年間）</th><th>第3号（2年間）</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本人数枠</td><td rowspan="9">基本人数枠
の2倍</td><td rowspan="9">基本人数枠
の2倍</td><td rowspan="9">基本人数枠
の4倍</td><td rowspan="9">基本人数枠
の6倍</td></tr>
<tr><td>実習実施者の常勤職員総数</td><td>技能実習生の人数</td></tr>
<tr><td>301人以上</td><td>常勤職員総数の20分の1</td></tr>
<tr><td>201人～300人</td><td>15人</td></tr>
<tr><td>101人～200人</td><td>10人</td></tr>
<tr><td>51人～100人</td><td>6人</td></tr>
<tr><td>41人～50人</td><td>5人</td></tr>
<tr><td>31人～40人</td><td>4人</td></tr>
<tr><td>30人以下</td><td>3人</td></tr>
</table>

2 企業単独型の人数枠

第1号（1年間）	第2号（2年間）	優良基準適合者		
		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
常勤職員総数の 20分の1	常勤職員総数の 10分の1	常勤職員総数の 10分の1	常勤職員総数の 5分の1	常勤職員総数の 10分の3

※法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業の場合は1の表が適用され、団体監理型の人数枠と同じになります。

○常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれません。
○企業単独型、団体監理型ともに、以下の人数を超えることはできません。

1号実習生:常勤職員の総数　2号実習生:常勤職員数の総数の2倍　3号実習生:常勤職員数の総数の3倍

○特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められる人数になります。

技能実習2号移行対象職種・作業の一覧（77職種139作業）

2017 年 12 月現在

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業＊	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業＊	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業＊	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業＊	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
と　び	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左　官	左官作業
配　管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表　装	壁装作業
建設機械施工＊	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係（9職種14作業）

職種名	作業名
缶詰巻締＊	缶詰巻締
食鳥処理加工業＊	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業＊	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業＊	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業＊	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業＊	そう菜加工作業

注）無印の職種は技能検定職種
　＊の職種は技能実習評価試験職種

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転＊	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転＊	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染　色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造＊	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
下着類製造＊	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造＊	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製＊	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳　造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛　造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄　工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他（13職種25作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印　刷	オフセット印刷作業
製　本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗　装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶　接＊	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造＊	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備＊	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護＊	介護

規則別表第2第8号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業（1職種1作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング＊	航空機地上支援作業

公益財団法人 国際研修協力機構

JITCO 本部

〒108-0023
東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング (受付 11 階)

電　話　03-4306-1100(代表)
F A X　03-4306-1112
H　P　https://www.jitco.or.jp/
E-mail　kouhou@jitco.or.jp
最寄駅　JR線「田町駅」(芝浦口)より徒歩8分
都営浅草線・三田線「三田駅」(A4)徒歩10分
ゆりかもめ「芝浦ふ頭駅」より徒歩10分

JITCO 地方駐在事務所

JITCOでは、全国12ヶ所の地方駐在事務所にて、技能実習生の受入れに関する各種ご相談を承っております。

東京

〒108-0023
東京都港区
芝浦2-11-5
五十嵐ビルディング
11階

電話
03-4306-1190
FAX
03-4306-1117

札幌

〒060-0003
札幌市中央区
北3条西3-1
札幌北三条ビル6階

電話
011-242-5820/
5821
FAX
011-207-6056

仙台

〒980-0811
仙台市青葉区
一番町1-8-3
富士火災仙台ビル
8階

電話
022-263-8030/
8031
FAX
022-263-8032

水戸

〒310-0021
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル3階

電話
029-233-2275
FAX
029-222-2668

富山

〒930-0004
富山市桜橋通り1-18
北日本桜橋ビル5階

電話
076-442-1496
FAX
076-443-2731

長野

〒380-0838
長野市大字県町
484-1
センターボア3階

電話
026-233-5180
FAX
026-238-0727

名古屋

〒451-0045
名古屋市西区名駅2-27-8
名古屋プライム
セントラルタワー9階

電話
052-589-3088
(訪問相談等)
052-589-3087
(申請手続関係)
FAX
052-571-2100

大阪

〒530-0001
大阪市北区梅田1-3-1
大阪駅前第1ビル7階

電話
06-6344-9521/
9522
FAX
06-6344-9523

広島

〒730-0012
広島市中区上八丁堀8-2
広島清水ビル5階

電話
082-224-0253
(訪問相談等)
082-224-0263
(申請手続関係)
FAX
082-502-3238

高松

〒760-0023
高松市寿町2-3-11
高松丸田ビル6階

電話
087-826-3748
FAX
087-811-7845

松山

〒790-0878
松山市勝山町2-14-4
朝日生命松山ビル3階

電話
089-931-1162
FAX
089-931-1163

福岡

〒812-0011
福岡市博多区
博多駅前4-1-1
日本生命博多駅前
第2ビル3階

電話
092-414-1729
FAX
092-415-5548

■ JITCO地方駐在事務所の所在地

https://www.jitco.or.jp/

2018.2